

今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

1. 今期推進会議での検討事項（当面の課題）

今期の推進会議では、基本方針の見直し案についての審議を行うとともに、社会情勢の変化等に対応した課題として、成年年齢引下げに向けた対応等としての若年者への消費者教育の充実についての議論、等を行う。

（参考）消費者教育推進法

第九条

7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（1）基本方針の見直し案についての議論

第二期推進会議で取りまとめた基本方針の見直しに向けた論点整理を踏まえ、基本方針の見直し案について議論を行う。

（2）若年者への消費者教育（成年年齢引下げに向けた対応等）の充実

成年年齢が引下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応が急務であること等を踏まえ、若年者への効果的な消費者教育の方策として、教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修の推進、中学校・小学校の教材の検討、大学生に対する消費者教育の検討等について、学校や地方公共団体の現状、若者の実態に即した議論を行う。

（3）その他

基本方針の「今後検討すべき課題」及び取りまとめ等で指摘された「今後の課題」等について議論を行う。

2. 進め方等

基本方針の見直し案確定までは、本会議を2か月に1回程度開催。2月までは基本方針の見直しについての議論を優先的に行う（資料5）。

若年者への消費者教育の充実については、「若年者の消費者教育分科会」を設置し、具体的なテーマを機動的に検討する。

基本方針の見直しの議論が終了した後、適宜課題の追加を行う。

第三期消費者教育推進会議 分科会（案）

設置目的：個別の課題について機動的に議論し具体的な提言等を行う。

運営方法：テーマを絞り、1テーマ3回程度の議論により提言等を取りまとめる。

構 成 員：推進会議委員のうちから5名程度会長が指名し、分科会構成員の中から座長を選出する。

テーマにより、構成員の追加・一部変更等を認める。

分科会には会長がオブザーバー参加可とする。

議事録等：議事の概要を本会議に報告することとし、本会議への報告をもって議事要旨の公表とする。

事 務 局：分科会に係る事務は消費者庁が行う。

1. 「若年者の消費者教育分科会」

【目 的】

成年年齢の引下げに向けた消費者被害の防止等の対応を含む、若年者への効果的な消費者教育について、学校や地方公共団体の現状、若者の実態に即した検討を行う。

【検討事項案】

1. 学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されることから、その指導力の向上のため、教員養成や教員研修における消費者教育の推進について検討を行う。
2. 小学校・中学校の教材の検討を行う。
3. 大学生等へ対する消費者教育の方策の検討を行う。
4. その他必要と思われる事項を検討する。

【時 期】

平成 29 年 9 月から開始（月 1 回程度開催）。

2. その他分科会については適宜設置